

すさみ町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定業務に係るプロポーザル実施要項

1. 業務の目的

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき令和9～令和11年度を目標年度とする地域包括ケアの一層の推進を念頭に置いた「すさみ町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 すさみ町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書参照
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 業務費 4,850,000円(消費税を含む)
※上記業務費を超えない提案であること。
※業務費は、予定価格を示すものではありません。

3. プロポーザルに係る日程

- (1) 募集開始・仕様書等の配布(公開) 令和8年4月1日(水)
- (2) 質疑受付 令和8年4月1日(水)～令和8年4月8日(水)
- (3) 質疑回答(予定) 令和8年4月10日(金)
- (4) 公募参加意向の申請 令和8年4月13日(月)～令和8年4月15日(水)
- (5) 参加資格確認結果通知 令和8年4月17日(金)
- (6) 企画提案書提出締切日 令和8年4月30日(木)
- (7) プレゼンテーション実施(予定) 令和8年5月8日(金)
- (8) 結果通知(予定) 令和8年5月12日(火)
- (9) 契約締結(予定) 令和8年5月15日(金)

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 過去3年間にすさみ町と計画策定業務等(建築・設計関係、保守業務は除く)の委託契約実績があること。
- (2) 和歌山県内で第9期介護保険事業計画作成の契約実績があること。
- (3) 委託業務について十分な業務遂行能力を有し、必要に応じて、早急な訪問対応が

可能な法人であること。

- (4) 和歌山県及び和歌山県内の自治体において指名停止を受けていないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 公租公課を滞納していないこと
- (9) 公序良俗に反する利用を行うものでないこと

5. 参加表明書の提出

(1)提出書類：様式1「参加表明書」

様式4「介護保険計画業務実績書」

※業務実績においては関連会社の実績は含めないものとする。

※和歌山県内の第9期介護計画の策定実績が分かるようにすること

様式5「本町との委託業務実績書」

※過去3年間（現在を含む）において本町との委託契約の実績を記すこと

様式6「担当者経歴書」

(2)提出場所：〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

すさみ町役場 環境保健課 介護保険係

(3)提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は、事前に連絡すること。

(4)提出期限：令和8年4月15日（水）午後5時

6. 提案書・辞退届の提出

別紙「提案書等作成要領」に基づき、下記日時までに提出すること。

提出期限：令和8年4月30日（木）午後5時

7. 審査方法及び審査基準

提案書等の審査は、すさみ町職員で構成するすさみ町高齢者保健福祉計画及び第

10 期介護保険事業計画策定支援業務受託受給者審査委員会（以下「審査委員会」という。）【5名】において行う。

(1) 一次審査

審査委員会は、提案者が多数となった場合は、提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を3社以内に選定するものとする。

(2) 二次審査

提案者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は、1社につき概ね20分間とし、10分間の質疑応答時間を設ける。

(3) 二次審査手順

審査に当たっては、審査基準に基づく採点を元に、審査委員会委員の総意により受託候補者を決定する。

ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてにメールにより通知する。

(5) 優先交渉権の決定

審査の結果最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

8. その他事項

(1) 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(3) 参加表明書・辞退届及び提案書は返却しない。

(4) 参加表明書・辞退届及び提案書は提出後の差し替え及び再提出は認めない。

9. 所管課

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

すさみ町役場 環境保健課

電話 0739-55-4803 FAX 0739-55-4008

メール kaigo@town.susami.lg.jp